

業務分掌規程

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター（以下、当センターとする）に置かれる各局、各部、各委員会の分掌については、この規程に定めるところによる。

第2条 事務局長は事務局に属する次の部を統括し、担当理事はそれぞれの部を分掌、掌握する。

1 総務部

- (1) 会員管理に関すること。
- (2) 顧問、賛助企業に関すること。
- (3) 定款、諸規程の運用に関すること。
- (4) 総会、理事会など諸会議の準備、運営に関すること。
- (5) 公文書、申請書、報告書などの発行、受領及び保管に関すること。
- (6) 議案書、議事録及び会議資料の作成、発送、保管に関すること。
- (7) 刊行物、各種資料の発送と保管に関すること。
- (8) 儀礼、慶弔に関すること。
- (9) 事務所、事務職員、事務物品の管理に関すること。
- (10) 役員行動に伴う業務の管理に関すること。
- (11) 各種表彰に関すること。
- (12) 府士会を通して協会との事務連絡を行うこと。
- (13) 新卒者理学療法説明会に関すること。
- (14) 他団体との交流に関すること。
- (15) 決済代行システムの管理に関すること
- (16) その他

2 財務部

- (1) 予算、決算に関すること。
- (2) 事業収入に関すること。
- (3) 事業支出、管理支出などに関すること。
- (4) 流動資産の管理に関すること。
- (5) 支給規則の遵守に関すること。
- (6) 新事業や新委員会発足に関すること。
- (7) その他

第3条 情報管理局長は情報管理局に属する次の部を統括し、担当理事はそれぞれの部を分掌、掌握する。

1 システムエンジニアリング部

- (1) ITソリューションサービス※¹
- (2) Webイベント・セミナーの運営アドバイザー・サポート
- (3) Webイベント・セミナーの運営に関するインフラ構築・保守※²
- (4) サポート・ヘルプデスク
- (5) その他

※¹ 法人内の要望を基にしたシステムの改善提案・再構築、あるいは既存システムの保守・運用業務。

※² Webイベント・セミナーサービス向上の為に新技術・製品の導入検討・評価。ビデオ会議システム、PA、ライブ配信用ソフト、オーディオインターフェース、音響ミキサー、ビデオミキサー、PCまで含めたインフラの全体的な対応。

2 ソーシャルメディア部

- (1) ホームページを核としてSNSでの情報発信
- (2) 情報網の整備や会員からの情報収集
- (3) ニュース編集部との連携、学術関連広報活動
- (4) その他

3 ニュース編集部

- (1) 研修会・講習会・学会等の広報
- (2) 府士会ニュース、HPへの掲載
- (3) センターウェブ会員への広報
- (4) ソーシャルメディア管理部との連携、学術関連広報活動
- (5) 紙媒体の広報からデジタル媒体の広報への移行計画
- (6) その他

第4条 生涯学習局長は生涯学習局に属する次の部を統括し、担当理事はそれぞれの部を分掌、掌握する。

1 研修部（生涯学習研修部）

- (1) 生涯学習研修集会の企画運営に関すること。
- (2) 生涯学習研修会に関連した研修会・講習会の企画運営に関すること。
- (3) 研修集会・研修会・講習会等の参加状況の登録、管理に関すること。
- (4) その他

2 受託研修部（生涯学習認定部）

- (1) 登録理学療法士の更新（研修等）に関すること。
- (2) 認定・専門理学療法士の認定（協会主催の研修会・認定必須研修会等）及び更新に関すること（生涯学習システム制度の変更等に応じて対応）。
- (3) 会員及び各部等からの生涯学習システム（前期・後期研修を除く）の対応に関すること。
- (4) 研修会等の参加状況の登録、管理に関すること。
- (5) その他

3 学術誌編集部

- (1) 総合理学療法学の編集及び発刊に関すること。
- (2) 総合理学療法学への研究論文及び症例研究等の投稿に関すること。
- (3) 大阪府理学療法学会大会及び近畿理学療法学会大会での優秀演題表彰者に対して総合理学療法学への投稿を依頼すること。
- (4) 研究活動の支援に関すること。
- (5) 総合理学療法学を電子ジャーナルとして会員に配布すること。
- (6) 各機関に総合理学療法学を送付すること。
- (7) その他

第5条 教育局長は教育局に属する次の部を統括し、担当理事はそれぞれの部を分掌、掌握する。

1 研修理学療法教育部

- (1) 新人教育プログラム研修会に関すること。
- (2) 必須初期研修テーマ及び選択テーマを実施すること。
- (3) 新人教育プログラム修了に必要な15単位取得の支援に関すること。
- (4) 市区町村士会4支部の新人症例発表会の運営を支援すること。
- (5) 新人教育プログラムの修了認定書の申請に関すること。
- (6) その他

2 臨床実習教育部

- (1) 臨床実習指導者の質向上に関すること
- (2) 臨床実習前後の評価の明確化に関すること
- (3) その他

3 学術大会部

- (1) 学会の企画、運営への協力に関すること。
- (2) 優秀演題選出及び座長推薦選出に関すること。

- (3) 学会の備品、資料の保管、管理に関する事。
- (4) 学会の運営の手引書の作成、保管に関する事。
- (5) 学会の記録の作成、保管に関する事。
- (6) その他

第6条 委員会は以下の業務を分掌する。

1 選挙管理委員会

- (1) 「選挙規程」に定める事。
- (2) その他

2 表彰候補者推薦委員会

- (1) 「表彰候補者推薦委員会規程」に定める事。
- (2) その他

3 査読委員会

- (1) 「査読委員会規程」に定める事。
- (2) その他

(附則) 本規程は、令和3年9月17日から施行する。